

2023年8月25日

## マカオの輸入禁止措置について

さいたま商工会議所

マカオ向けに特定の産品を輸出する際は、2019年からマカオ政府指定の書類（放射性物質輸入規制に関する申告書）に商工会議所がサイン証明をしたうえで、該当書類を提出する必要がありました。しかし、今般のALPS処理水の海洋放出に伴い、マカオ政府は2023年8月24日より下記地域産の一部について輸入禁止措置を講じました。

そのため、今後、サイン証明をした放射性物質輸入規則に関する申告書（Declaration for Radiation Monitoring for Macau）を提出しても以下の産品についてはマカオへの輸出はできませんので、ご注意ください。

また、香港においても一部産品に輸入措置が継続されておりますが、香港向けについては政府で発行される書類が求められております。詳細は、以下の農林水産省ウェブサイトをご参照ください。

<農林水産省ウェブサイト>

[https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou\\_houshutsu.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou_houshutsu.html)

なお、ALPS処理水海洋放出に伴い規則を強化した国・地域に関する情報についても同ウェブサイトにて情報発信されておりますので、ご確認ください。

### 記

#### 1. 輸入禁止措置の対象地域

福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野

#### 2. 輸入禁止措置の対象産品

生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻（野菜、果実、乳およびその製品、水産および水産製品、肉およびその製品、家きん卵等を含む）

以上

#### 【本件担当】

さいたま商工会議所

中小企業振興部 貿易証明課

TEL：048-641-0084

FAX：048-643-2720

E-mail：[trade@saitamacci.or.jp](mailto:trade@saitamacci.or.jp)